

女性部 健康アンケート

女性部では、2019年度に「健康アンケート」を取りました。
ご協力ありがとうございました。結果を報告します。

1. 生理休暇の行使について

【質問1】今までに、取ったことがありますか？

□ 取ったことがない 44%

「取ったことがない」と解答された中に、

「本当は取りたいが取れない」19%がいました。

(理由)・授業に穴があくから。・痛くても仕事がつま
っているため、出勤する(薬で痛みを抑える)

・日々の業務を優先しなければ仕事が減らず、休んだ分
休日出勤し、仕事をすることになるので。

□ 取ったことがある 56%

取ったことがある方は、全員長期休業中です

【質問2】生理のときに、鎮痛剤を使いますか？

□ いつも使う 25% □ 時々使う 38%

□ 使わない 38%

ひどい痛みがあるときは、一度病院へ行って相談しまし
ょう。病気が隠れている場合もあるそうです。

【生理休暇とは】知っておくと助かる

1回につき2日以内の特別休暇として取得できま
す。時間単位や半日単位でも取れますが、
いずれも1日としてカウントされます。

チャレンジ テスト中止

3年生：6月17日

知事が表明

五月五日、吉村知事は記者会見で「チャレンジテスト」について、
「どうしてもテストがあるとそれに向かつて無理な努力をすることもある」と発言。
また、内申点については「これまでのテストなどもあると思うのでそれを基に適切に行うように教育長に通知する。」と述べました。

チャレンジ テスト必要？

これを受け府教委は七日、「このたび、新型コロナウイルス感染症にかかる状況及び学校教育への影響等を考慮し、チャレンジテストを実施しないこととしました。」と正式に通知しました。
今年の3年生は中止となりました。会見の中で、「これまでのテストなどで評価が行える」旨を知

不当な介入

事は発言しました。
これでは、「チャレンジテスト」を行う意味が問われます。
なくてもできるわけです。
「緊急事態宣言」に関わる特別措置法で、知事の権限が増大しているとはいえ、自治体の首長の鶴の一声（「僕の判断で中止」）で教育・学習評価に関わる物事が決められるのは、不当な介入です。

引き続き 自動車通勤が 認められます

「臨時的な自動車等による通勤許可」も延長されます。対象は、公共交通機関を利用して通勤していて、「コロナ」感染防止を目的として自動車等通勤を希望する方です。（5月31日）

引き続き 在宅勤務が 認められます

また、教職員の感染拡大防止対策の一環としての「在宅勤務」も「緊急事態宣言」下では認められます。

教職員の服務は、3月に大阪教職員組合（大教組）と府教委が確認した内容が引き続き適用されます。問題がございましたら、泉北教組までお知らせください。【左表参照】

新型コロナウイルス感染症の服務の取り扱い

	3月1日からの取り扱い
(1) 3月2日からの臨時休校期間	通常勤務（変更なし）
(2) 感染した教職員	職免
(3) 教職員が停留の対象となった場合	職免
(4) 教職員・家族等が感染のおそれがある場合	職免【左記に加え、発熱等の風邪（1）により、勤務しないことがやむを得ないと認められた場合】
(5) 児童生徒等の感染確認による臨時休校	職免
(6) 児童生徒等が濃厚接触者として確認されたことによる一部休業	職免
(7) 学校の臨時休業等により子の世話が必要になった場合	職免【勤務しないことがやむを得ないと認められた場合（2）】

職免の取扱いは非常勤講師の方も同様です。

『緊急事態宣言』が延長されました（～5月31日）